



島根県報

令和8年8月31日（月）

号外 第 9 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県公印規程の一部改正

（総 務 課） 2

訓 令

島根県訓令第 5 号

本 庁

地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 31 日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第 1 知事印の項中「隠岐支庁県土整備局長」を「隠岐支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所長」に改め、同表
地方機関の長印の項中

「

	20ミリメートル 平方	隠岐支庁県土整備局島前事業部長	
---	----------------	-----------------	--

を

」

「

	20ミリメートル 平方	隠岐支庁県土整備局島前事業部長	
	20ミリメートル 平方	隠岐支庁県土整備局維持管理部隠岐空港管理所長	

に改める。

」

別表第 3 第 1 号中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 9 月 1 日から施行し、この訓令による改正後の別表第 3 第 1 号の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。